

契約証書に関する情報とマーケット基準による スコープ 2 温室効果ガス排出量のいずれを開示するかを選択の単位

2026 年 3 月 31 日公表

目的

1. 本文書は、スコープ 2 温室効果ガス排出について、ロケーション基準の温室効果ガス排出量を開示したうえで、契約証書に関する情報の提供に代えて、マーケット基準による温室効果ガス排出量を開示することを選択する場合のその選択をする単位について、参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード

スコープ 2 温室効果ガス排出、ロケーション基準、マーケット基準、契約証書

何が求められているのか

2. SSBJ 基準では、スコープ 2 温室効果ガス排出の開示について、次のとおり定めています。

スコープ 2 温室効果ガス排出については、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示しなければならない。（気候基準第 53 項）

スコープ 2 温室効果ガス排出について、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、第 53 項に基づく開示に加え、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。ただし、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することにより当該契約証書に関する情報の提供に代えることができる。（気候基準第 54 項）

「ロケーション基準」とは、地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ 2 温室効果ガス排出を測定する方法をいう。

「マーケット基準」とは、電気等の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある。）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ 2 温室効果ガス排出を測定する方法をいう。

「契約証書」とは、次のいずれかをいう。

- ①エネルギー生成に関する属性と一体となっている電気等の購入契約
 - ②電気等の購入契約から分離された、エネルギー属性に着目して締結される契約
- （気候基準第 6 項(10)、(11)及び(12)）

契約証書に関する情報とマーケット基準による温室効果ガス排出量の開示の選択の単位

3. SSBJ 基準では、本資料第 2 項に記載のとおり、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量の開示に加えて、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報を提供しなければならないとしています。ただし、契約証書に関する情報については、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することにより代えることができるとしています。この定めは、マーケット基準により測定した数値には、企業の温室効果ガス排出削減の努力が反映されており、ロケーション基準により測定した数値とあわせて開示することが主要な利用者にとって有用である等の理由により、ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 独自の選択肢として SSBJ 基準に追加されたものです。
4. この点、SSBJ 基準では、契約証書に関する情報とマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量のいずれを開示するかを選択を行う単位について、報告企業全体で統一すべきかについては明確にしていますが、以下の状況を考慮すると、報告企業全体で統一することを前提とはされていないと考えられます。
 - (1) 企業は、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下「GHG プロトコル（2004 年）」という。）と異なる方法を用いることを要求している場合、当該異なる方法を用いることができますが（気候基準第 49 項ただし書き）、法域等によって、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量に相当する報告が要求されている場合と要求されていない場合があります。
 - (2) 特に海外の法域や市場においては、排出係数等、マーケット基準による温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素に関する情報が適時に提供されていないことも考えられるなど、報告企業の部分によって、契約証書に関する情報とマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量の入手可能性に差がある場合があります。
5. 仮に、契約証書に関する情報とマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量のいずれを開示するかを選択を行う単位について、報告企業全体で統一しなければならない場合、グローバルに展開する企業において、これらを使い分けることができず、法域の救済措置が使えなくなり、二重計算による追加のコストを回避するという気候基準第 49 項ただし書きの目的が達成されないことになると考えられます。例えば、次のようなケースが想定されます。
 - (1) 日本において温対法における SHK 制度の定める方法を用いる（すなわち、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示する）ことを検討しているが、海外の拠点においてマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定するための情報を適時に入手することが困難である場合
 - (2) ある法域について、ロケーション基準に相当する報告のみが要求されているときに、報告企業の当該部分については、マーケット基準に相当する報告が要求されていない当該法域の法

令等に基づく方法を用いることを検討しているが、報告企業の別の部分では、「GHG プロトコル（2004年）」に従ってマーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量を開示することを検討している場合

6. 「GHG プロトコル（2004年）」のスコープ2 温室効果ガス排出に関するガイダンスであるとされる「GHG プロトコル スコープ2 ガイダンス」では、マーケット基準の排出係数に関するヒエラルキーが例示されています。例えば、特定の子会社など、マーケット基準により測定できない部分については、ロケーション基準により測定することになることが示唆されています。この考え方に基づけば、マーケット基準により測定できない部分をロケーション基準により測定することで、報告企業全体で統一してマーケット基準により測定した数値を開示することが可能であるとも考えられます。
7. しかし、これにより全体としてロケーション基準と近似した、マーケット基準により測定した数値が開示される場合には、マーケット基準により測定した数値をロケーション基準により測定した数値とあわせて開示することによる情報の有用性が限定的になることがあると考えられます。当該状況においては、マーケット基準により測定できない部分について、契約証書に関する情報を開示する方が、主要な利用者にとって有用である場合もあり得ると考えられます。
8. 以上を踏まえて、SSBJ 基準では、契約証書に関する情報とマーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量のいずれを開示するかを選択を行う単位について、報告企業全体で統一することは前提とされていないと考えられ、したがって、報告企業の状況に即して、報告企業の全部又は一部（例えば、地域ごと、企業ごと等）を単位として選択を行うことが考えられます。
9. 報告企業のある部分について、契約証書に関する情報を提供することを選択し、報告企業の他の部分について、マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合、次の点に留意する必要があると考えられます。
 - (1) マーケット基準により測定した数値をロケーション基準により測定した数値とあわせて開示することにより有用な情報を提供する観点から、マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量を開示した報告企業のある部分に対応する、ロケーション基準によるスコープ2 温室効果ガス排出を区分して開示すべきか否かについて、集約及び分解の原則を適用して検討を行う。
 - (2) マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量を開示した報告企業のある部分について、当該部分に係る契約証書に関する情報を開示することとした場合、契約証書に関する情報を提供することとした報告企業の別の部分に係る契約証書に関する情報が不明瞭にならないように開示を行う。

関連する SSBJ ハンドブック

- 「スコープ 2 温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数」
- 「契約証書に関する情報」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以 上